

第2期 仙台市交通局バリアフリー特定事業計画

(後期：平成28年度～平成32年度)

平成28年3月
仙台市交通局

I はじめに

仙台市交通局では、平成15年3月に策定された「仙台市交通バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」という。）に基づいて、平成16年3月に「仙台市交通局交通バリアフリー特定事業計画」（以下「第1期特定事業計画」という。）を策定し、目標年次の平成22年度に向けてバリアフリーの整備等を進めてきました。

その後、旧基本構想が目標年次を終えて、平成24年6月に新たに「仙台市バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）が策定されたことから、交通局では、この基本構想に基づき、「第2期仙台市交通局バリアフリー特定事業計画」（以下「第2期特定事業計画」という。）を策定し、より一層のバリアフリー化に取り組んでおります。

この度、事業期間を平成24年度から平成27年度までとする第2期特定事業計画の前期事業期間が終わりを迎えることから、これまでの実績やご意見を踏まえ、新たに平成28年度から平成32年度までを事業期間とする後期に実施する事業を定め、さらなるバリアフリーを進めることとします。

II 第1期特定事業計画(平成15年度～平成22年度)について

地下鉄事業、バス事業及び心のバリアフリー化推進事業におけるバリアフリー化の基本方針を示し、事業対象、事業内容、事業期間等の目標を掲げるとともに、地下鉄駅やバスターミナルなどの具体的な整備内容を定めました。

また、交通局次長を委員長とし、関係職員で構成する「仙台市交通局交通バリアフリー特定事業計画推進委員会」（平成24年12月に名称を「仙台市交通局バリアフリー特定事業計画推進委員会」に変更。以下「推進委員会」という。）を設置し、事業項目ごとの進捗状況の確認や見直し等を行い、バリアフリー整備の着実な推進と充実に取り組んできました。

更に、高齢者や障害のある方を対象としたバリアフリーアンケート調査や、障害のある方等とバリアフリーへの取り組み状況や今後実施予定の事業について意見交換会を行い、適宜見直しを行いながら計画の充実を図りました。

【主な実績】

<地下鉄事業>

- ・ 全駅への可動式ホーム柵の設置
- ・ 階段・傾斜路への2段手すりの設置、ホーム等への休憩用いすの増設
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの増設、改札口やホームへの可変式情報表示装置の設置
- ・ 多機能トイレへのオストメイト対応洗浄器具等の設置
- ・ 車内への案内表示装置や車いすスペース、座席部への縦手すりの設置

<バス事業>

- ・ 旭ヶ丘バスターミナルの階段の段差明瞭化や2段手すりの設置
- ・ バスロケーションシステムの導入
- ・ バス車両の更新に際してのノンステップバス等の導入

<心のバリアフリー化推進事業>

- ・ 接遇・介助研修、マナーアップ等の啓発活動の強化
- ・ バスちかサポーター活動支援の強化
- ・ バリアフリーに関する情報サービスの強化

Ⅲ 第2期特定事業計画(平成24年度～平成32年度)について

1 基本方針

基本構想に基づき、誰もが利用しやすい、安全で安心なバリアフリー空間の整備に向けて、地下鉄及びバスの施設・設備、車両設備等のハード面及びバリアフリーに関する職員教育、啓発活動等のソフト面の両面についてバリアフリー化を推進します。

計画に際しては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」や「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」等に適合させることを基本とし、障害のある方等との意見交換会やバリアフリーアンケート調査等の意見を踏まえ、事業範囲、事業期間、事業内容等の目標を定めて取り組みます。

2 事業概要

(1) 事業範囲

① 地下鉄事業

南北線及び東西線の駅施設・設備、誘導・案内設備、車両設備の整備に適用します。

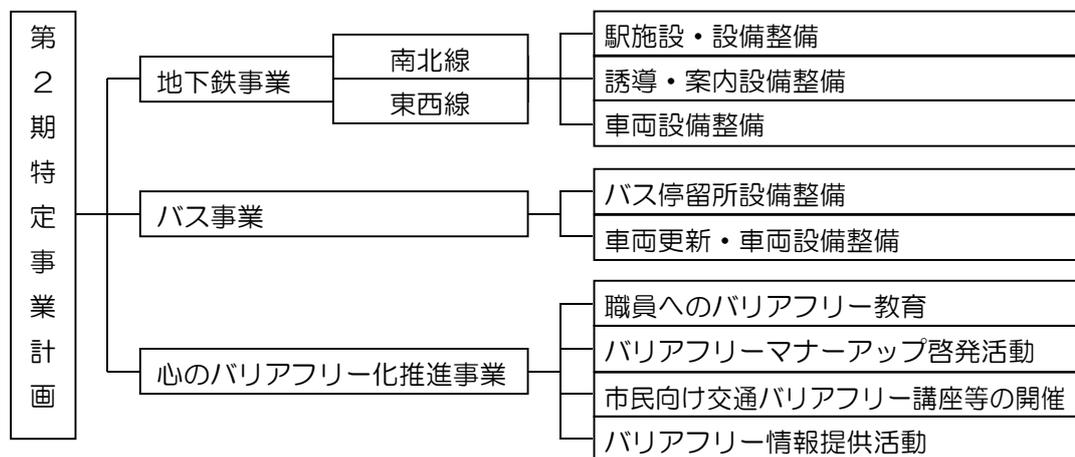
② バス事業

バス停留所設備の整備及び車両更新等に適用します。

③ 心のバリアフリー化推進事業

職員へのバリアフリー教育、バリアフリーマナーアップ啓発活動、市民向け交通バリアフリー講座等の開催、バリアフリー情報提供活動に適用します。

《体系図》



(2) 事業期間

基本構想では目標年次を平成32年度としていることから、平成24年度から平成32年度までの9年間の第2期特定事業計画の事業期間とし、そのうち平成24年度から平成27年度までの4年間の前期、平成28年度から平成32年度までの5年間の後期の事業期間とします。

(3) 事業実施に必要な資金の調達方法

事業実施に必要な資金の財源については、企業債、出資金、他会計補助金、国庫補助金等を充当する予定です。

3 前期の実績

年次計画に基づき、新たなバリアフリー設備の整備や心のバリアフリー化推進事業の実施を行いました。また、事業の実施にあたっては毎年開催している推進委員会にて事業の進捗状況を確認しながら推進に努めました。（継続中の事業を含む）

【主な実績】

<地下鉄事業>

○南北線

- ・ 設置済みの2駅を含む全駅への拡幅改札口の設置（写真①）
- ・ 駅ナンバリングの実施（写真②）
- ・ 改札口前等の主要なサインの日本語、英語、中国語、韓国語での標記の実施（写真③）
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- ・ 車内への案内表示装置や車いすスペース、座席部への縦手すりの設置の完了（写真④）

○東西線

- ・ 27年12月の開業時に関係法令や基準に基づいた、施設・車両の整備の実施（写真⑤⑥）

<バス事業>

- ・ バス停留所に電照式標識や上屋・ベンチの設置（写真⑦）
- ・ バス車両の更新に際してのノンステップバスの導入
- ・ バスロケーションシステムの更新

<心のバリアフリー化推進事業>

- ・ 接遇・介助研修、マナーアップ等の啓発活動の強化（写真⑧⑨）
- ・ バスちかサポーター活動支援の実施
- ・ バリアフリーに関する情報サービスの強化
- ・ ベビーカーマークの表示及びバス車内へのベビーカー用固定ベルトの設置（写真⑩）



写真① 拡幅改札口の設置



写真② 駅ナンバリングの実施



写真③ 4ヶ国語標記による案内サイン



写真④ 車いす・ベビーカースペースの整備



写真⑤ 手すりが左右対となっている
ひろびろトイレの設置



写真⑥ 車両とホームの隙間の縮小化



写真⑦ バス停留所の整備



写真⑧ バリアフリー教室の実施



写真⑨ マナーアップポスターによる啓発



写真⑩ バス車内へのベビーカー用
固定ベルトの設置

4 後期実施事業の策定について

後期に実施する事業の策定にあたっては、前期から継続して実施することとしていた事業に加え、国土交通省が定める公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が平成25年度に改定されたことを受け、既存の施設・設備のガイドラインへの適合状況を確認した上で、適合していない施設・設備について、整備を実施した場合の効果や費用等について検討を行い、より優先度が高いと考えられる施設・設備について整備を行うことといたしました。

また、これまで実施した高齢者や身体の不自由な方を対象としたアンケートや意見交換会で頂いたご意見や、仙台市や交通局に寄せられたお客様からの声を参考に、後期に実施する事業を策定しました。

そのほか、心のバリアフリー化推進事業におきましては、これまでの事業の結果を受け、より効果的に心のバリアフリーが推進されるよう、市民向けバリアフリー講座の充実を図るなど、一部事業の見直しを行いました。

5 後期事業内容

地下鉄及びバスについてより一層のバリアフリー化を図るとともに、職員教育、啓発活動等の心のバリアフリー化を推進するため、以下に掲げる事業に着実に取り組みます。

(1) 地下鉄事業

① 南北線

i. 駅施設・設備整備（整備費用概算額：1,720百万円）

項目	事業内容	事業期間中の実施予定箇所
トイレ	出入口の段差を解消し、ひろびろトイレを含めた全面的な改修の実施	全駅
エスカレーター	ホーム～コンコース間の階段に下りエスカレーターを設置	12駅 (八乙女駅, 旭ヶ丘駅～広瀬通駅, 五橋駅～河原町駅, 長町駅, 長町南駅)
階段	段差の明瞭化を全段に拡充	14駅 (泉中央駅～広瀬通, 五橋駅～河原町駅, 長町駅, 富沢駅)

ii. 誘導・案内設備整備（整備費用概算額：300百万円）

項目	事業内容	事業期間中の実施予定箇所
触知案内図	出入口, 改札口, トイレ出入口付近に触知案内図を設置 (写真①)	10駅 (泉中央駅～北仙台駅, 広瀬通駅, 愛宕橋駅, 河原町駅, 富沢駅)
音声案内設備	出入口, トイレ出入口, エレベーター乗降口に音声案内設備を設置	8駅 (八乙女駅～北仙台駅, 広瀬通駅, 愛宕橋駅, 河原町駅)

音響案内設備	触知案内図，改札口に音響案内設備を設置	8 駅 (八乙女駅～北仙台駅，広瀬通駅，愛宕橋駅，河原町駅)
エスカレーター 進入可否表示	エスカレーターの増設や更新の際に進入の可否を表示するポール式案内装置を設置し，併せて人感センサーを追加 (写真⑫)	1 5 駅 (八乙女駅，旭ヶ丘駅～富沢駅)
構内案内図	改札口付近に移動等円滑化の主要な設備の配置及び移動等円滑化された経路を明示した，案内図の設置	1 6 駅 (仙台駅を除く全駅)
非常警報装置	ホーム～コンコース階段のホーム部及びコンコース出口部の非常誘導灯に，聴覚障害者向け点滅装置を追加	全駅

※ 「エスカレーター進入可否表示」以外の項目については，すでに設置済みの箇所を含め，後期事業期間中に南北線の全駅に整備が完了する予定です。



② 東西線

利用状況を見て，見直しの必要があれば随時検討していく。

(2) バス事業

① バス停留所設備整備 (整備費用概算額：64百万円)

項目	事業内容	計画箇所数	実施予定期間
バス停留所	乗車人数，夜間の運行便数等を勘案して電照式標識を設置 (写真⑬)	25 箇所	長期継続事業
	乗車人数，歩道の幅等を勘案して上屋・ベンチを設置 (写真⑭)	30 箇所	長期継続事業

② 車両更新・車両設備整備 (整備費用概算額：3,218百万円)

項目	事業内容	計画車両数	実施予定期間
バス車両	ノンステップバスを導入 (写真⑮)	125 両	長期継続事業



写真⑬ 電照式標識



写真⑭ 上屋・ベンチ



写真⑮ ノンステップバス

(3) 心のバリアフリー化推進事業

① 職員へのバリアフリー教育

市民の皆様にご活用いただくための接遇や高齢者・障害のある方などの移動に際してお手伝いできる知識や技術を身につけるため、接遇研修や介助研修、知的障害や精神障害のある方への対応についての研修等に取り組みます。

【実施事業】

- ・ 介助研修や接遇研修など、各種職員研修の実施
- ・ 障害のある方や高齢者と現場職員との意見交換会の実施

○ 障害を理由とする差別の解消について

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 28 年 4 月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるとともに、仙台市においても「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」が施行されます。

これらの法律・条例では、障害者に対して正当な理由なく、障害者の権利利益を侵害すること（「不当な差別的取扱い」）の禁止、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組を行うこと（「合理的配慮の提供」）等が国・地方公共団体・事業者に求められます。

仙台市交通局においても、これらの法律・条例の趣旨や目的、内容等について研修等により職員各自が自らの責務として障害を理由とする差別を解消するよう職員に周知を図り、障害のある方も障害のない方と同じように地下鉄及びバスをご利用できるよう、取り組んでまいります。

② バリアフリーマナーアップの啓発活動

バリアフリーの推進には、施設・設備の整備や職員のサポートに加え、高齢者や障害のある方などの移動制約に対する市民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

そのために、以下のような公共交通機関を利用する際のマナーについて車内放送やポスター掲示等で継続的に啓発活動を行うほか、マナーアップキャンペーンの実施による、マナーアップへの理解の促進を図ります。

- 優先席の利用マナー
- 携帯電話の利用マナー
- エレベーター・エスカレーター利用マナー
- 乗降マナー
- 身体障害者補助犬の乗車に関するご理解
- マタニティマーク・ハートプラスマーク・ベビーカーマーク等、各種のマークに関する理解



【実施事業】

- ・マナー啓発放送の実施
- ・マナーアップキャンペーンの実施
- ・バリアフリー啓発ポスターの掲示

③ 市民向け交通バリアフリー講座等の開催

市民の方に、心のバリアフリーの大切さをより深く知っていただき、手助けを必要としている方への声かけと行動することの大切さを伝えるため、交通局のバリアフリーの取り組みや、高齢者や身体の不自由な方に対する介助法に関する各種講座の実施等に取り組みます。

【実施事業】

- ・バリアフリー教室や講座の開催
- ・交通バリアフリーに関する市政出前講座

④ バリアフリー情報提供活動

インターネットのホームページを活用したタイムリーな情報提供や、バリアフリー設備の設置位置等が分かるガイドブックの作成などにより、高齢者や障害のある方などに限らず、広く市民の方などにも、地下鉄・バスのバリアフリー情報を積極的にお知らせし、ハード、ソフト両面でのバリアフリーの推進に努めます。

【実施事業】

- ・ホームページ等による情報提供
- ・バリアフリーガイドブックの作成
- ・心のバリアフリー化推進事業についてのアンケートの実施

IV 計画の進行管理

第2期特定事業計画の進行管理については、推進委員会において、事業項目ごとの取り組み状況を定期的に確認するとともに、法令等の改正や社会情勢の変化、障害のある方等との意見交換会やバリアフリーアンケート調査等により新たな取り組みが必要となった場合は、実施内容を追加・見直して対応するなど、適切に見直しを行います。

また、取り組みが適切に実施されているか検証を行い、その結果、明らかになった課題や問題点については適時見直しと改善を徹底し、一層の計画の充実を図ります。

更に、第2期特定事業計画の概要や計画に基づく取り組みの状況等については、交通局ホームページなどを通じてお知らせします。

《推進委員会の役割》

第2期特定事業計画の作成及び変更についての協議を行うほか、第2期特定事業計画の推進や進行管理などを行います。

《推進委員会組織図》

